

市報第8号

令和3年度横浜市一般会計補正予算（第1号）についての専決
処分報告

令和3年度横浜市一般会計補正予算（第1号）については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、令和3年3月30日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

令和3年5月21日提出

横浜市長 林 文 子

令和3年度横浜市一般会計補正予算（第1号）

令和3年度横浜市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,821,821千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,009,082,545千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金		386,194,526 ^{千円}	1,821,821 ^{千円}	388,016,347 ^{千円}
	2 国庫補助金	83,226,668	1,821,821	85,048,489
歳 入 合 計		2,007,260,724	1,821,821	2,009,082,545

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
6 こども青少年費		318,823,769 ^{千円}	1,821,821 ^{千円}	320,645,590 ^{千円}
	3 こども福祉費	100,484,678	1,821,821	102,306,499
歳 出 合 計		2,007,260,724	1,821,821	2,009,082,545

一般会計補正予算（第1号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

款 項 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
18 国庫支出金	386,194,526	1,821,821	388,016,347			
2 国庫補助金	83,226,668	1,821,821	85,048,489			
5 国庫補助金 子ども青少年費 国庫補助金	14,318,744	1,821,821	16,140,565	新型コロナウイルス (20)感染症セーフティ ネット強化交付金	1,821,821	
歳 入 合 計	2,007,260,724	1,821,821	2,009,082,545			

2 歳 出

款 項 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源				節		説 明			
				特 定 財 源 千円	債 務 千円	所 他 千円	一 般 財 源 千円	区 分	金 額 千円				
											国 庫 支 出 金	市	債 務
											千円	千円	千円
6 こども青少年費	318,823,769	1,821,821	320,645,590	1,821,821	-	-	-						
3 こども福祉費	100,484,678	1,821,821	102,306,499	1,821,821	-	-	-						
4 こども手当費	60,692,115	1,821,821	62,513,936	1,821,821	-	-	-	3	職員手当等 超過勤務当 (7) 手 需 用 費	1,680 1,680 6,305	1,821,821 1,580,750 241,071		
歳 出 合 計	2,007,260,724	1,821,821	2,009,082,545	1,821,821	-	-	-	10 (4) 印刷製本費 11 役 務 費 12 委 託 料 13 使用料及び 賃借料 18 負担金補助 及び交付金	13,706 216,981 2,399 1,580,750				

補正予算給与費明細書

一 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給				与			合計	備考
		報酬	給料	職員手当	費計	共済費	合計	備考		
補正前の額	[1,449] (19,350) 35,904	20,654,827	144,524,006	142,470,338	307,649,171	58,204,551	365,853,722			
補正額	{-} {-}	-	-	1,680	1,680	-	1,680			
合計	[1,449] (19,350) 35,904	20,654,827	144,524,006	142,472,018	307,650,851	58,204,551	365,855,402			

○〔〕内は再任用常時勤務職員数、（）内は再任用短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で、いずれも外数である。
 ○職員手当（通勤手当）には、会計年度任用職員に係る通勤手当相当分を含む。

職員手当 補正額の内訳	区分	超過勤務手当
		補正前の額
	補正額	1,680
	合計	6,608,374

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給			与			費計	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	給料	職員手当	費計			
補正前の額	人 〔1,449〕 (597) 35,904	千円 —	千円 144,524,006	千円 136,736,837	千円 281,260,843	千円 54,747,999	千円 336,008,842			
補正額	〔—〕 (—)	—	—	1,680	1,680	—	1,680			
合計	〔1,449〕 (597) 35,904	—	144,524,006	136,738,517	281,262,523	54,747,999	336,010,522			

○〔〕内は再任用常時勤務職員数、()内は再任用短時間勤務職員数で、いずれも外数である。

職員手当 補正額の内訳	区分	超過勤務手当
		千円
	補正前の額	6,606,694
	補正額	1,680
	合計	6,608,374

参 考

地方自治法（抜粋）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

（第4項省略）